

個人 1

受 令和 2 年 11 月 24 日
付 午前 午後 9 時 00 分

一般質問(代表個人)通告書

令和2年11月24日

尾張旭市議会議長 殿

氏名 櫻井直樹

尾張旭市議会会議規則第50条第1項の規定により12月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 2 件

2 質問方法

| | |
|-----------------------|---|
| | 1回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項(大項目)ごとに一問一答 |
| <input type="radio"/> | 1回目から 質問事項(大項目)ごとに一問一答 |

↑ 選択する方法に○を付す。



| | |
|--------------------------|--|
| 質問事項 | 青少年の相談窓口について |
| No. <u> 1 </u> | |
| 要 旨 | <p>15歳から39歳までのひきこもりの若者は、全国で54万人、愛知県で4万3000人いると言われています。本市におきましても、「教育・いじめ相談」「子ども・子育て相談」などの相談窓口はあるが、義務教育を終えた15歳以上の子ども・若者が、高校中途退学やひきこもり等の問題を抱えたとき、どこに相談したらいいのか分からない状況です。</p> <p>そこで、青少年の相談窓口について、以下の4点について答弁を求めます。</p> <p>(1) 15歳以上の青少年の生活実態把握について</p> <p>義務教育を終えると、卒業生の生活実態把握が困難になることが考えられます。中学卒業時での進路未定や高校の中途退学、未就業、家庭でのひきこもりなど実態は様々です。</p> <p>15歳以上の青少年の生活実態を把握する方法とその実態について伺う。</p> <p>(2) 青少年の相談窓口の現状について</p> <p>本市では、15歳以上の子ども・若者に関する相談は、内容に応じて、各部署が個々に対応していることが多く、適切な相談窓口を紹介できていない可能性があります。</p> <p>本市における青少年の相談窓口の現状について伺う。</p> <p>(3) 今後の方針について</p> <p>青少年の相談窓口に対する現状を踏まえて、その課題解決に向けて、今後の方針について伺う。</p> <p>(4) 子ども・若者支援地域協議会の設置について</p> <p>子ども・若者支援地域協議会が設置されている自治体では、地域若者サポートステーション、学校を始めとする関係機関・団体等によるネットワークを活用し、退学、卒業後の状況に関する実態の把握に努め、途切れることなく継続した支援を行っています。本市における「子ども・若者支援地域協議会」の設置計画について伺う。</p> |

※ 申し合わせ事項に留意する。

